

# 障がい者虐待の理解と防止について

---

吹田市 福祉部 福祉指導監査室  
障がい事業者担当

# 障害者虐待防止法の目的

---

- 障がい者に対する虐待の禁止
- 虐待を受けた障がい者に対する保護および自立の支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資すること

※虐待行為自体や虐待行為を行った者・施設を罰するための法律ではありません。

# 障がい者とは

---

障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

- 障がい者手帳を取得していない場合も含まれる。

# 虐待の分類

(障害者虐待防止法第2条第2項)

## 養護者による虐待

障がい者を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のものによる虐待。障がい者の家族、親族、同居人等が該当。

※18歳未満の障がい児に対する虐待は、児童虐待防止法を適用。

## 施設従事者等による虐待

障害者総合支援法等に規定する障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業、児童福祉法に規定する障がい児通所支援事業に係る業務に従事する者による虐待。

## 使用者による虐待

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者による虐待。

本資料では、施設従事者等による虐待について説明します。

# 虐待の類型①

## ● 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、正当な理由なく身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

- (例)・叩く、蹴る、つねる、無理やり食べ物等を口に入れる、火傷させる、打撲させる、物を投げつける
- ・身体拘束（柱や椅子ベッドに縛り付ける、ミトンやつながぎ服を着せる、部屋に閉じ込める） など

➡ 身体拘束等適正化検討委員会の設置・運営が義務化されています。  
身体拘束の定義や要件などを再確認のうえ、取組を進めてください。

# <身体拘束について>

## 障がい福祉サービス等の運営基準

### 身体拘束の禁止

○障がい福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

○やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定される

### やむを得ず身体拘束を行う時の留意点

#### 3要件＋4（プラスフォー）

##### 3要件

- ①切迫性 ⇒ 利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 ⇒ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 ⇒ 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

+

##### 手続きの4原則

- ①組織として検討・決定 ⇒ 個別支援会議などにおいて組織として検討し、決定する必要がある。
- ②個別支援計画に記載 ⇒ 身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。
- ③本人・家族への説明 ⇒ 利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要である。
- ④記録の作成 ⇒ 実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

# < 身体拘束等の適正化の推進 >

## 運営基準

- ① 身体拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

**【減算の取り扱い】** 令和6年度報酬改定に伴う見直し  
運営基準の①～④を一つでも満たしていない場合、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員**について所定単位数から減算  
(サービスにより減算率が異なります)

# 虐待の類型②

## ●性的虐待

あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

- (例)・キス、性器への接触、性交、性的行為の強要、わいせつな言葉を発する、わいせつな映像や写真を見せる
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にする、下着のまま放置する、人前でおむつ交換をする など

※ 被害者や加害者の性別は問いません

# 虐待の類型③

## ●心理的虐待

暴言、無視、差別的言動、いやがらせなど精神的に苦痛を与えること。

- (例)・怒鳴る、罵る、脅す、威圧的な態度を取る
- ・「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う
  - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ
  - ・無視する、仲間外れにする
  - ・「これが出来たらおやつをあげる」等の交換条件の提示
  - ・介護者の都合で、おむつをつけたり食事を全介助したりする等、本人ができることをさせない など

# 虐待の類型④

## ●放棄・放置（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯等の介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

- (例)
- ・ 食事や水分を十分に与えない
  - ・ 汚れのひどい服や破れた服を着せている
  - ・ 室内にごみが放置されている
  - ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している
  - ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない
  - ・ 利用者間の暴力行為を認識していながら対応しない など

# 虐待の類型⑤

## ●経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- (例)・年金や預貯金を無断で使用する、運用する
- ・金銭、財産等の着服・窃盗
  - ・年金や賃金を管理して渡さない
  - ・日常的に使用するお金を不当に制限し、生活に必要なお金を渡さない
  - ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する
  - ・利用者本人の同意なしに親族にお金を渡す、貸す など

# 未然防止・早期発見

---

- ・ 虐待はいつでも、どこでも起こりうる
- ・ 職員の自覚があるかは問わない
- ・ 気づかない感性、見て見ぬふりは問題を大きくする

「虐待」と「虐待にあたらぬ行為」を明確に分けることはできません。  
虐待の疑いがある時点で早期に対応し、虐待の芽を摘むことが大切。

# 虐待の発生要因

---

- ・ 虐待や権利擁護に関する知識の不足
- ・ 障がい特性や対応方法に関する知識や経験の不足
- ・ 業務の負担から起こるストレス
- ・ 職場に相談できる人間関係がない
- ・ 風通しの悪い職場環境
- ・ マニュアルが整備されていない
- ・ 研修が行われていない
- ・ 手続きのない安易な身体拘束      など

# 虐待防止に向けた体制・取組

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催（対応状況の記録が必要）
- ② 全職員向けの定期的な虐待防止研修の実施
- ③ 虐待防止措置を適切に実施する担当者を配置
- ④ 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続きや方法が定められている
- ⑤ 自己チェックシートや支援の振り返りシート等を活用している
- ⑥ 管理者が日頃から現場を把握し、注意を払っている
- ⑦ 職員が支援等に関する悩みを相談できる相談体制がある

未実施のものがある場合や、実施状況がわからない場合は、厚生労働省作成の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、会議等で話し合ってみてください。

【減算の取り扱い】令和6年度報酬改定に伴う見直し

上記の①～③を一つでも満たしていない場合、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の1%減算**

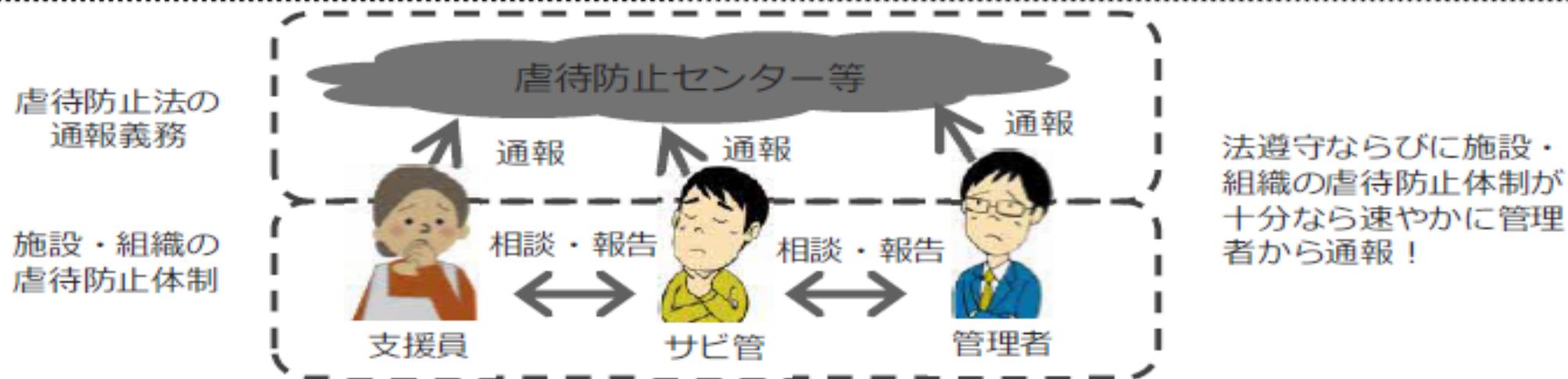
# 障害者虐待防止法の要点：通報義務

## 通報義務が前提にある法律

**原理**：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない（第三条）

**通報義務**：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」（第十六条）  
→通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

**早期発見**：福祉に業務上関係のある団体並びに福祉に職務上関係のある者等は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない（第六条）



# 通報は、すべての人を救う

---

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

# 通報後の通報者の保護

## 障害者虐待防止法 第16条

- 1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。  
→ 通報義務
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。  
→ 本人による届け出
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げると解釈してはならない。  
→ 守秘義務の解除
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。  
→ 通報者の保護

# 虐待防止の責務

法人の理事長、障害者福祉施設等の管理者には、障害者福祉施設等が障害者の人権を擁護する拠点であるという高い意識と、そのための風通しのよい開かれた運営姿勢、職員とともに質の高い支援に取り組む体制作りが求められる。

## 障害者虐待防止法 第15条

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

# < 参考 >

---

○ 【吹田市 障がい者虐待防止センター】

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018673/1014861.html>

○ 【厚生労働省 障害者虐待防止法関連ホームページ（施設・事業所従事者向けマニュアル）】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

○ 【厚生労働省 令和7年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00020.html)

○ 【厚生労働省 令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67304.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67304.html)

○ 【厚生労働省 令和6年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00012.html)